

### Ⅲ 期末監査の対応結果

#### 問10 決算短信の公表時期

貴社は、いつ決算短信を公表しましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算期末から20日以内	5	0.4	1	0.5	4	0.4
2. 決算期末から30日以内	250	21.6	31	15.4	219	22.9
3. 決算期末から45日以内	833	71.9	142	70.6	691	72.1
4. 決算期末から55日以内	67	5.8	26	12.9	41	4.3
5. 決算期末から56日以後	4	0.3	1	0.5	3	0.3
回答社数	1,159		201		958	

#### (1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算期末から20日以内	5	0.4	0	0.0	3	0.5	0	0.0	0	0.0
2. 決算期末から30日以内	250	21.6	11	14.3	119	19.9	20	14.0	5	31.3
3. 決算期末から45日以内	833	71.9	60	77.9	440	73.6	116	81.1	11	68.8
4. 決算期末から55日以内	67	5.8	5	6.5	34	5.7	7	4.9	0	0.0
5. 決算期末から56日以後	4	0.3	1	1.3	2	0.3	0	0.0	0	0.0
回答社数	1,159		77		598		143		16	

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算期末から20日以内	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3
2. 決算期末から30日以内	55	37.7	12	75.0	10	15.2	16	20.5	2	10.5
3. 決算期末から45日以内	82	56.2	3	18.8	52	78.8	53	67.9	16	84.2
4. 決算期末から55日以内	8	5.5	0	0.0	4	6.1	9	11.5	0	0.0
5. 決算期末から56日以後	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30 億円未満		30 億円以上 100 億円未満		100 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算期末から 20 日以内	5	0.4	3	0.7	2	0.6	0	0.0
2. 決算期末から 30 日以内	250	21.6	64	15.6	64	18.8	122	30.0
3. 決算期末から 45 日以内	833	71.9	321	78.1	251	73.6	261	64.1
4. 決算期末から 55 日以内	67	5.8	22	5.4	22	6.5	23	5.7
5. 決算期末から 56 日以後	4	0.3	1	0.2	2	0.6	1	0.2
回答社数	1,159		411		341		407	

(3) 連結売上高別

	全体		300 億円未満		300 億円以上 1000 億円未満		1000 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算期末から 20 日以内	5	0.4	3	0.9	2	0.7	0	0.0
2. 決算期末から 30 日以内	250	21.6	46	14.3	51	16.8	133	30.6
3. 決算期末から 45 日以内	833	71.9	254	79.1	229	75.6	276	63.6
4. 決算期末から 55 日以内	67	5.8	17	5.3	19	6.3	24	5.5
5. 決算期末から 56 日以後	4	0.3	1	0.3	2	0.7	1	0.2
回答社数	1,159		321		303		434	

《分析》

- ・ 「決算期末から 45 日以内」とする回答が最も多く 71.9%に及んでいる。
- ・ 決算期末から「20 日以内」、「30 日以内」、「45 日以内」とする回答の合計は 93.9%に上り、圧倒的多数を占めている。
- 業種
  - ・ 電気・ガス業を除く全ての業種で、全体と同様に「決算期末から 45 日以内」が多数を占めており、電気・ガス業では「決算期末から 30 日以内」が 75.0%と最も多くなっている。
- 資本金・連結売上高
  - ・ 規模に応じて、「決算期末から 30 日以内」の回答率が増加し、「決算期末から 45 日以内」は減少している。これは、規模の大きい会社ほど人員等が確保できるため、早期化に対応できると見込んでいるためと考えられる。

《記号類》



最頻値



前回調査時から 5 ポイント以上増減あり



(1) ~ (3) にて『全体』と比較して 5 ポイント以上相違あり

問 1 1-1 内部統制報告書（ドラフト）の入手時期

監査役（会）（監査委員会）は、経営者による「内部統制報告書（ドラフト）」をいつ入手しましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算発表の時まで	269	23.2	39	19.4	230	24.0
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	90	7.8	22	10.9	68	7.1
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	343	29.6	64	31.8	279	29.1
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	109	9.4	19	9.5	90	9.4
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	111	9.6	25	12.4	86	9.0
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	170	14.7	22	10.9	148	15.4
7. その他	31	2.7	2	1.0	29	3.0
8. 内部統制報告書(ドラフト)は作成されなかった	36	3.1	8	4.0	28	2.9
回答社数	1,159		201		958	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	269	23.2	22	28.6	146	24.4	24	16.8	4	25.0
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	90	7.8	5	6.5	42	7.0	13	9.1	1	6.3
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	343	29.6	23	29.9	167	27.9	44	30.8	8	50.0
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	109	9.4	10	13.0	59	9.9	14	9.8	0	0.0
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	111	9.6	7	9.1	58	9.7	16	11.2	1	6.3
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	170	14.7	7	9.1	92	15.4	22	15.4	0	0.0
7. その他	31	2.7	1	1.3	20	3.3	3	2.1	1	6.3
8. 内部統制報告書(ドラフト)は作成されなかった	36	3.1	2	2.6	14	2.3	7	4.9	1	6.3
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□□□

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	30	20.5	5	31.3	18	27.3	18	23.1	2	10.5
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	19	13.0	0	0.0	7	10.6	2	2.6	1	5.3
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	48	32.9	6	37.5	16	24.2	25	32.1	6	31.6
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	12	8.2	0	0.0	8	12.1	3	3.8	3	15.8
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	14	9.6	1	6.3	5	7.6	9	11.5	0	0.0
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	16	11.0	3	18.8	8	12.1	17	21.8	5	26.3
7. その他	4	2.7	0	0.0	0	0.0	1	1.3	1	5.3
8. 内部統制報告書(ドラフト)は作成されなかった	3	2.1	1	6.3	4	6.1	3	3.8	1	5.3
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30億円未満		30億円以上 100億円未満		100億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	269	23.2	88	21.4	67	19.6	114	28.0
2. 上記「1」後、事業報告 (案)の入手時まで	90	7.8	34	8.3	36	10.6	20	4.9
3. 上記「2」後、監査役(会) (監査委員会)監査報告 の作成時まで	343	29.6	124	30.2	111	32.6	108	26.5
4. 上記「3」後、会社法関係 書類(事業報告、計算 関係書類等)の承認の 取締役会の時まで	109	9.4	41	10.0	36	10.6	32	7.9
5. 上記「4」後、株主総会 招集通知の発送日まで	111	9.6	40	9.7	41	12.0	30	7.4
6. 上記「5」後、株主総会の 開催日まで	170	14.7	57	13.9	35	10.3	78	19.2
7. その他	31	2.7	8	1.9	8	2.3	15	3.7
8. 内部統制報告書(ドラフ ト)は作成されなかった	36	3.1	19	4.6	7	2.1	10	2.5
回答社数	1,159		411		341		407	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300億円未満		300億円以上 1000億円未満		1000億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	269	23.2	67	20.9	72	23.8	113	26.0
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	90	7.8	25	7.8	29	9.6	24	5.5
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	343	29.6	98	30.5	90	29.7	125	28.8
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	109	9.4	33	10.3	36	11.9	33	7.6
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	111	9.6	40	12.5	28	9.2	33	7.6
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	170	14.7	40	12.5	35	11.6	80	18.4
7. その他	31	2.7	7	2.2	5	1.7	16	3.7
8. 内部統制報告書(ドラフト)は作成されなかった	36	3.1	11	3.4	8	2.6	10	2.3
回答社数	1,159		321		303		434	

《分析》

- ・ 選択肢3の「事業報告(案)の入手時から監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで」とする回答が最も多く、29.6%となっている。また、「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで」を意味する選択肢1、2、3の回答の合計は60.6%にまで及んでいる。
- ・ 一方で、「内部統制報告書(ドラフト)は作成されなかった」とする回答も依然存在し、3.1%となった。

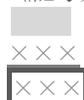
● 業種

- ・ 選択肢3の「事業報告(案)の入手時から監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで」に回答が集中しており、特に電気・ガス業ではその傾向が顕著である。
- ・ サービス業のみ「決算発表の時まで」とする回答が最も多く、27.3%に及んでいる。

● 資本金・連結売上高

- ・ いずれの規模でも、「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで」を意味する選択肢1、2、3の回答の合計値には相違が殆どなく、60%前後で推移している。

《記号類》



最頻値

前回調査時から5ポイント以上増減あり

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問 1 1-2 問 11-1で「7. その他」を選択した方又は内部統制報告書（ドラフト）の入手時期に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

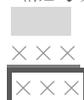
（自由記入回答数 全体:49件 新興市場:9件 その他市場:40件）

- ① 「監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成前に入手した、又は報告等を受けた」（31件）
- ・ 「監査役として会社法監査終了後、相当意見を提出した後、監査法人からの口頭にて無  
限定適正意見の予定である旨の監査報告・説明を受けた。監査法人より監査役のほうが、  
先に意見を出す形ではある。期ずれ問題が取りざたされていたが、監査役としての内部  
統制監査は年間を通じ実施してきた。」
  - ・ 「監査報告の作成時よりも前の段階において、既に前期末の内部統制状況の重要なポイ  
ントについて内部監査部門から報告を受けており、期末監査のための十分なデータ・資  
料を得ている。」
  - ・ 「事業報告を入手する時点までに「有効である」旨の評価結果を文書で入手し、監査報  
告作成時点までにドラフトを入手した。」
  - ・ 「内部統制報告書の書類そのものは、入手しなかったが、監査報告作成時までに内部統  
制の状況報告は受けた」
- ② 「監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成の後に入手した、又は報告等を受けた」（7件）
- ・ 「監査役会監査報告書作成時点までに、内部統制報告書ドラフトを期待していたが、適用  
初年度の各種手続きの遅れ、監査法人との意見調整により、経営者評価が未了というこ  
とでドラフト作成に至らず。結果、株主総会招集通知発送前にドラフト作成となる」
  - ・ 「内部統制報告書（ドラフト）については株主総会開催日までに入手しているが、それま  
でにステップ毎に内部統制に関する特記事項が無いかを経営者に確認し、把握している」
  - ・ 「有価証券報告書のドラフト作成時に内部統制報告書を入手」
- ③ 「ドラフトは入手していない」（4件）
- ・ 「内部統制報告書（ドラフト）は作成されたが、監査役会は入手していない」
  - ・ 「不備なしで作成していない」
- その他の回答：
- ・ 「内部統制報告書（ドラフト）は入手していないが、内部統制の関係部署から報告を受け  
確認している」

#### 《分析》

- ・ 問 1 1-1の選択肢 1 から 3 の内容に該当する、「監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成前に  
入手した、又は報告等を受けた」とする回答について、その手続や内容について、具体的に記述する  
ものが多かった。
- ・ 「監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成の後に入手した、又は報告等を受けた」とする回答に  
おいても、ドラフトという形式にとらわれず、監査報告作成までに必要な情報を入手しているという  
内容の回答が寄せられた。適用初年度ということもあり、各社の臨機応変な対応が窺える。

《記号類》



最頻値

前回調査時から5ポイント以上増減あり

(1) ~ (3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問12-1 内部統制報告書の作成時期

監査役(会)(監査委員会)は、経営者による「内部統制報告書」をいつ入手しましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算発表の時まで	71	6.1	10	5.0	61	6.4
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	40	3.5	10	5.0	30	3.1
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	112	9.7	31	15.4	81	8.5
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	154	13.3	39	19.4	115	12.0
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	133	11.5	28	13.9	105	11.0
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	453	39.1	52	25.9	401	41.9
7. 株主総会終結後(の取締役会において)	172	14.8	27	13.4	145	15.1
8. その他	24	2.1	4	2.0	20	2.1
回答社数	1,159		201		958	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	71	6.1	11	14.3	34	5.7	7	4.9	1	6.3
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	40	3.5	2	2.6	21	3.5	3	2.1	0	0.0
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	112	9.7	3	3.9	58	9.7	18	12.6	3	18.8
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	154	13.3	8	10.4	77	12.9	23	16.1	3	18.8
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	133	11.5	12	15.6	69	11.5	27	18.9	1	6.3
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	453	39.1	27	35.1	236	39.5	49	34.3	6	37.5
7. 株主総会終了後(の取締役会において)	172	14.8	13	16.9	85	14.2	15	10.5	2	12.5
8. その他	24	2.1	1	1.3	18	3.0	1	0.7	0	0.0
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	10	6.8	0	0.0	4	6.1	4	5.1	0	0.0
2. 上記「1」後、事業報告(案)の入手時まで	10	6.8	1	6.3	3	4.5	0	0.0	0	0.0
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで	14	9.6	1	6.3	6	9.1	7	9.0	2	10.5
4. 上記「3」後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	22	15.1	0	0.0	14	21.2	2	2.6	5	26.3
5. 上記「4」後、株主総会招集通知の発送日まで	9	6.2	1	6.3	10	15.2	4	5.1	0	0.0
6. 上記「5」後、株主総会の開催日まで	56	38.4	10	62.5	25	37.9	38	48.7	6	31.6
7. 株主総会終了後(の取締役会において)	24	16.4	3	18.8	4	6.1	21	26.9	5	26.3
8. その他	1	0.7	0	0.0	0	0.0	2	2.6	1	5.3
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30億円未満		30億円以上 100億円未満		100億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	71	6.1	28	6.8	18	5.3	25	6.1
2. 上記「1」後、事業報告(案)の 入手時まで	40	3.5	22	5.4	13	3.8	5	1.2
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査 委員会)監査報告の作成時まで	112	9.7	47	11.4	45	13.2	20	4.9
4. 上記「3」後、会社法関係書類 (事業報告、計算関係書類等) の承認の取締役会の時まで	154	13.3	74	18.0	47	13.8	33	8.1
5. 上記「4」後、株主総会招集 通知の発送日まで	133	11.5	56	13.6	50	14.7	27	6.6
6. 上記「5」後、株主総会の開催 日まで	453	39.1	120	29.2	123	36.1	210	51.6
7. 株主総会終了後(の取締役会 において)	172	14.8	57	13.9	39	11.4	76	18.7
8. その他	24	2.1	7	1.7	6	1.8	11	2.7
回答社数	1,159		411		341		407	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300 億円未満		300 億円以上 1000 億円未満		1000 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 決算発表の時まで	71	6.1	23	7.2	25	8.3	21	4.8
2. 上記「1」後、事業報告(案)の 入手時まで	40	3.5	16	5.0	10	3.3	8	1.8
3. 上記「2」後、監査役(会)(監査 委員会)監査報告の作成時まで	112	9.7	43	13.4	27	8.9	32	7.4
4. 上記「3」後、会社法関係書類 (事業報告、計算関係書類等) の承認の取締役会の時まで	154	13.3	58	18.1	35	11.6	44	10.1
5. 上記「4」後、株主総会招集 通知の発送日まで	133	11.5	41	12.8	47	15.5	34	7.8
6. 上記「5」後、株主総会の開催 日まで	453	39.1	93	29.0	114	37.6	210	48.4
7. 株主総会終了後(の取締役会 において)	172	14.8	42	13.1	39	12.9	74	17.1
8. その他	24	2.1	5	1.6	6	2.0	11	2.5
回答社数	1,159		321		303		434	

《分析》

- ・ 選択肢6の「株主総会招集通知の発送日から株主総会の開催日まで」とする回答が最も多く、39.1%となっている。また、「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時まで」を意味する選択肢1、2、3の回答の合計は19.3%にとどまっている。問11-1にあるように、60%程度の会社がドラフトを入手し、或いは監査報告作成までの必要な情報は確認したため、正式な文書の入手は株主総会直前に集中したものと考えられる。

● 業種

- ・ 全ての業種で、選択肢6の「株主総会招集通知の発送日から株主総会の開催日まで」に回答が集中しており、特に電気・ガス業、金融・保険業ではその傾向が顕著である。

● 資本金・連結売上高

- ・ 規模に応じて、選択肢6の「株主総会招集通知の発送日から株主総会の開催日まで」とする回答が増加しており、資本金別の100億円以上では51.6%、連結売上高別では48.4%にまで及んでいる。

《記号類》

- 最頻値
- ××× 前回調査時から5ポイント以上増減あり
- ××× (1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問12-2 問12-1で「8. その他」を選択した方又は内部統制報告書の入手時期に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

(自由記入回答数 全体:31件 新興市場:5件 その他市場:26件)

- ① 「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成の後に入手した、又は報告等を受けた」(14件)
  - ・ 「監査役会の監査報告書作成時点において、「期ずれ」の問題については残っていたものの、内部統制報告書の内容は確定しており、口頭報告を受けた。正式に後日入手、内容の変更は無かった」
  - ・ 「有価証券報告書・内部統制報告書の開示監査の一環として、確定版のドラフトを入手している。正式版はEDINETで開示された時点で確認しており、改めて経営者から監査役に送付されるという形式を取っていない」
  - ・ 「株主総会前の定例取締役会で決議し、正式に入手した」
  - ・ 「株主総会終了後の監査役会において」
- ② 「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成前に入手した、又は報告等を受けた」(3件)
  - ・ 「監査役も出席する内部統制委員会で内部統制報告書を審議」
  - ・ 「決算発表前の会社法関係書類の承認取締役会までに入手している」
- ③ 「内部統制報告書は入手していない」(2件)
  - ・ 「ドラフト内容と差異が無いため形式的な入手は行っていない」
  - ・ 「内部統制報告書(完成形)は特には受け取っていない。当該ドラフト及び軽微な欠陥の内容については、5月中旬に報告を受け、その後内部統制評価に変更があれば、監査役(会)の報告を要請していた。結果的に評価に変更は無く有価証券報告書の一部として開示された」

その他の回答:

- ・ 「期ずれ問題は十分承知の上、監査役としての会社法的な見解「財務報告、会社法内部統制」を参考として取締役の善管注意義務に照準をあて年間を通じ監査を実施」

### 《分析》

- ・ 問12-1において「株主総会招集通知の発送日から株主総会の開催日まで」に回答が集中したと同様に、「監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成の後に入手した、又は報告等を受けた」とする回答が多数寄せられた。これは、事前にドラフト等により、内部統制報告書の内容を確認したことがその背景として考えられる。

《記号類》

- 最頻値
- ××× 前回調査時から5ポイント以上増減あり
- ××× (1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

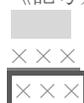
**問13-1 監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における「経営者」への確認**  
**監査役（会）（監査委員会）監査報告を作成する時点で、監査役（会）（監査委員会）は、経営者による内部統制の評価について、どのように確認を行いましたか(注1)。あてはまるものを一つお選びください。**

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面」(注2)で報告・説明を受けた	287	24.8	53	26.4	234	24.4
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「口頭」で報告・説明を受けた	396	34.2	89	44.3	307	32.0
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	429	37.0	52	25.9	377	39.4
4. 確認は行わなかった	31	2.7	5	2.5	26	2.7
5. その他	16	1.4	2	1.0	14	1.5
回答社数	1,159		201		958	

(注1) 当協会が平成20年9月29日に公表した「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A」では、「監査役は、・・・監査役監査報告の作成時点において、取締役は再度内部統制の評価状況を確認するとともに、監査人から再度財務報告内部統制監査の状況について報告・説明を受けることとなります。」(Q8(3))とある。

(注2) 本問において「書面」には、内部統制報告書(ドラフト)を含むものとします。

《記号類》



最頻値

前回調査時から5ポイント以上増減あり

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面」(注2)で報告・説明を受けた	287	24.8	22	28.6	140	23.4	37	25.9	6	37.5
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「口頭」で報告・説明を受けた	396	34.2	25	32.5	210	35.1	59	41.3	3	18.8
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	429	37.0	30	39.0	223	37.3	40	28.0	6	37.5
4. 確認は行わなかった	31	2.7	0	0.0	17	2.8	5	3.5	0	0.0
5. その他	16	1.4	0	0.0	8	1.3	2	1.4	1	6.3
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□□□

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面」(注2)で報告・説明を受けた	43	29.5	2	12.5	19	28.8	15	19.2	3	15.8
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「口頭」で報告・説明を受けた	44	30.1	3	18.8	24	36.4	20	25.6	8	42.1
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	54	37.0	10	62.5	21	31.8	38	48.7	7	36.8
4. 確認は行わなかった	2	1.4	0	0.0	2	3.0	4	5.1	1	5.3
5. その他	3	2.1	1	6.3	0	0.0	1	1.3	0	0.0
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30億円未満		30億円以上 100億円未満		100億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「書面」(注2)で報告・説明を 受けた	287	24.8	109	26.5	92	27.0	86	21.1
2. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「口頭」で報告・説明を受けた	396	34.2	168	40.9	120	35.2	108	26.5
3. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「書面及び口頭」で報告・説明 を受けた	429	37.0	116	28.2	112	32.8	201	49.4
4. 確認は行わなかった	31	2.7	13	3.2	13	3.8	5	1.2
5. その他	16	1.4	5	1.2	4	1.2	7	1.7
回答社数	1,159		411		341		407	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300億円未満		300億円以上 1000億円未満		1000億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「書面」(注2)で報告・説明を 受けた	287	24.8	84	26.2	77	25.4	96	22.1
2. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「口頭」で報告・説明を受けた	396	34.2	127	39.6	99	32.7	126	29.0
3. 監査役(会)(監査委員会)が 監査報告を作成する時点で、 経営者の評価状況について、 「書面及び口頭」で報告・説明 を受けた	429	37.0	93	29.0	116	38.3	199	45.9
4. 確認は行わなかった	31	2.7	13	4.0	8	2.6	5	1.2
5. その他	16	1.4	4	1.2	3	1.0	8	1.8
回答社数	1,159		321		303		434	

《分析》

- ・ 全体では「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が最も多く、37.0%に及んでおり、そのうち、新興市場では25.9%、その他市場では39.4%となっている。
- ・ 「口頭か書面どちらか一方で報告・説明を受けた」とする、選択肢1と2の合計は、全体で59.0%であり、新興市場では70.7%、その他市場では56.4%となっている。

● 業種

- ・ 商業、サービス業、その他を除く業種では、選択肢3の「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が最も多く、特に電気・ガス業、金融・保険業ではその傾向が顕著である。
- ・ 商業やサービス業では、「口頭で報告・説明を受けた」とする回答が多く、傾向に相違が生じている。

● 資本金・連結売上高

- ・ 規模に応じて、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が増加しており、資本金別の100億円以上では49.4%、連結売上高別では45.9%にまで及んでいる。

《記号類》

- 最頻値
- ××× 前回調査時から5ポイント以上増減あり
- ××× (1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問13-2 問13-1で「5. その他」を選択した方又は監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における経営者への確認に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

（自由記入回答数 全体:28件 新興市場:4件 その他市場:24件）

- ① 「経営者の評価状況について口頭で報告・説明を受けた、それらを審議する会議に出席し、評価状況に関する情報を入手した」（12件）
- ・ 「取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた」
  - ・ 「担当取締役が委員長となり運営する「財務統制委員会」に常勤監査役が出席し、評価不備事項の集計、分類、重要な欠陥となるのか等の審議状況を聴取し、適時意見を述べ状況を確認する」
  - ・ 「内部統制評価委員会に常勤監査役がオブザーバーとして参加しており、評価の途中経過やドラフト案について、適宜情報を入手できるようになっている」
- ② 「経営者の評価状況について書面かつ口頭で報告を受けた」（6件）
- ・ 「内部統制監査結果について、監査人から監査の都度経営者には報告済みであり、内部統制評価は推測出来る。経営者からは確認書も受領している（監査報告作成前に）」
  - ・ 「社内常勤監査役が、社内の経営会議等で経営者による評価結果を書面と口頭で説明を受け、その後社外監査役を含む監査役会に報告している」
  - ・ 「決算・財務開示プロセスを除いて、監査報告の作成時点で「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」
- ③ 「経営者の評価状況について書面で報告を受けた」（2件）
- ・ 「事業報告を入手する時点までに「有効である」旨の評価結果を文書で入手し、監査報告作成時点までにドラフトを入手した」
- その他の回答：
- ・ 「監査室より評価の報告を受けており、監査人からも会社法監査報告時に、内部統制監査について報告すべき重要な欠陥は発見されておらず、不正又は法令に違反する重大な事実は発見されていないとの報告を受けていたため、確認は行わなかった」

#### 《分析》

- ・ 上記①、②にあるように、問13-1において「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答について、その手続や具体的内容について言及する回答が多数寄せられた。
- ・ 一方で、書面や口頭での正式な報告・説明という形式にはこだわらず、そのほかの手段にて経営者への確認に代替しているとの回答も寄せられた。

#### 《記号類》

- 最頻値
- ××× 前回調査時から5ポイント以上増減あり
- ××× (1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問14 監査人の内部統制監査報告書の入手時期

監査役(会)(監査委員会)は、監査人による「内部統制監査報告書」をいつ入手しましたか。  
あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	136	11.7	33	16.4	103	10.8
2. 上記「1」後、金融商品取引法(金商法)上の財務諸表の作成時まで	39	3.4	8	4.0	31	3.2
3. 上記「2」後、株主総会招集通知の発送日まで	62	5.3	13	6.5	49	5.1
4. 上記「3」後、有価証券報告書の作成時まで	288	24.8	49	24.4	239	24.9
5. 上記「4」後、株主総会の開催日まで	310	26.7	46	22.9	264	27.6
6. 上記「5」後、有価証券報告書の提出日まで	283	24.4	43	21.4	240	25.1
7.その他	41	3.5	9	4.5	32	3.3
回答社数	1,159		201		958	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	136	11.7	9	11.7	64	10.7	14	9.8	2	12.5
2. 上記「1」後、金融商品取引法(金商法)上の財務諸表の作成時まで	39	3.4	2	2.6	23	3.8	7	4.9	1	6.3
3. 上記「2」後、株主総会招集通知の発送日まで	62	5.3	6	7.8	32	5.4	10	7.0	1	6.3
4. 上記「3」後、有価証券報告書の作成時まで	288	24.8	9	11.7	157	26.3	45	31.5	8	50.0
5. 上記「4」後、株主総会の開催日まで	310	26.7	23	29.9	151	25.3	34	23.8	3	18.8
6. 上記「5」後、有価証券報告書の提出日まで	283	24.4	26	33.8	149	24.9	33	23.1	1	6.3
7.その他	41	3.5	2	2.6	22	3.7	0	0.0	0	0.0
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□□□

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	32	21.9	0	0.0	9	13.6	3	3.8	3	15.8
2. 上記「1」後、金融商品取引法(金商法)上の財務諸表の作成時まで	4	2.7	0	0.0	1	1.5	0	0.0	1	5.3
3. 上記「2」後、株主総会招集通知の発送日まで	5	3.4	1	6.3	4	6.1	2	2.6	1	5.3
4. 上記「3」後、有価証券報告書の作成時まで	27	18.5	5	31.3	17	25.8	17	21.8	3	15.8
5. 上記「4」後、株主総会の開催日まで	39	26.7	7	43.8	18	27.3	33	42.3	2	10.5
6. 上記「5」後、有価証券報告書の提出日まで	31	21.2	2	12.5	12	18.2	21	26.9	8	42.1
7.その他	8	5.5	1	6.3	5	7.6	2	2.6	1	5.3
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30億円未満		30億円以上 100億円未満		100億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会) 監査報告の作成後、会社法 関係書類(事業報告、計算 関係書類等)の承認の取締役 役会の時まで	136	11.7	70	17.0	35	10.3	31	7.6
2. 上記「1」後、金融商品取引法 (金商法)上の財務諸表の作 成時まで	39	3.4	19	4.6	9	2.6	11	2.7
3. 上記「2」後、株主総会招集 通知の発送日まで	62	5.3	28	6.8	20	5.9	14	3.4
4. 上記「3」後、有価証券報告 書の作成時まで	288	24.8	99	24.1	99	29.0	90	22.1
5. 上記「4」後、株主総会の 開催日まで	310	26.7	88	21.4	94	27.6	128	31.4
6. 上記「5」後、有価証券報告書 の提出日まで	283	24.4	91	22.1	77	22.6	115	28.3
7.その他	41	3.5	16	3.9	7	2.1	18	4.4
回答社数	1,159		411		341		407	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300億円未満		300億円以上 1000億円未満		1000億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成後、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会の時まで	136	11.7	50	15.6	32	10.6	35	8.1
2. 上記「1」後、金融商品取引法(金商法)上の財務諸表の作成時まで	39	3.4	12	3.7	8	2.6	13	3.0
3. 上記「2」後、株主総会招集通知の発送日まで	62	5.3	23	7.2	17	5.6	19	4.4
4. 上記「3」後、有価証券報告書の作成時まで	288	24.8	82	25.5	84	27.7	99	22.8
5. 上記「4」後、株主総会の開催日まで	310	26.7	83	25.9	76	25.1	132	30.4
6. 上記「5」後、有価証券報告書の提出日まで	283	24.4	60	18.7	72	23.8	122	28.1
7.その他	41	3.5	11	3.4	14	4.6	14	3.2
回答社数	1,159		321		303		434	

《分析》

- ・ 「有価証券報告書の作成から株主総会の開催日まで」とする回答が最も多く、26.7%に及んでいる。
- ・ 回答の多くが、「株主総会招集通知の発送日」から「有価証券報告書の提出日」までに集中し、それらを表す、選択肢4、5、6の合計は全体で75.9%にまで及んでいる。殆どの会社で、法律上の作成日や、それより多少早い段階で入手していることが窺える。

● 業種

- ・ いずれの業種でも、選択肢4、5、6に回答が集中しているが、最頻値は分散している。
- ・ 製造業、商業、不動産業では「株主総会招集通知の発送日から有価証券報告書の作成時まで」が最も多く、運輸・情報通信業、電気・ガス業、サービス業、金融・保険業では「有価証券報告書の作成から株主総会の開催日まで」が最も多く、建設業、その他では「株主総会の開催日から有価証券報告書の提出日まで」とする回答が最も多くなっており、業種ごとの傾向が表れている。

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問15-1 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点における「監査人」への確認  
 監査役(会)(監査委員会)監査報告を作成する時点で、監査人による内部統制の評価について、どのように確認を行いましたか(注)。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面」で報告・説明を受けた	178	15.4	28	13.9	150	15.7
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「口頭」で報告・説明を受けた	462	39.9	104	51.7	358	37.4
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	500	43.1	65	32.3	435	45.4
4. 確認は行わなかった	11	0.9	3	1.5	8	0.8
5.その他	8	0.7	1	0.5	7	0.7
回答社数	1,159		201		958	

(注) 日本公認会計士協会「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」4.(9)には、監査人は、会社法監査の終了日までに、経営者の内部統制報告書のドラフトを入手した上で、内部統制監査の経過報告を書面又は口頭で経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に対して行う旨、記載されています。

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面」で報告・説明を受けた	178	15.4	10	13.0	93	15.6	22	15.4	2	12.5
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「口頭」で報告・説明を受けた	462	39.9	31	40.3	227	38.0	71	49.7	7	43.8
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	500	43.1	35	45.5	270	45.2	45	31.5	7	43.8
4. 確認は行わなかった	11	0.9	1	1.3	3	0.5	4	2.8	0	0.0
5.その他	8	0.7	0	0.0	5	0.8	1	0.7	0	0.0
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面」で報告・説明を受けた	21	14.4	2	12.5	13	19.7	11	14.1	4	21.1
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「口頭」で報告・説明を受けた	54	37.0	4	25.0	31	47.0	28	35.9	9	47.4
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	70	47.9	10	62.5	20	30.3	37	47.4	6	31.6
4. 確認は行わなかった	0	0.0	0	0.0	1	1.5	2	2.6	0	0.0
5.その他	1	0.7	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30 億円未満		30 億円以上 100 億円未満		100 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面」で報告・説明を受けた	178	15.4	67	16.3	46	13.5	65	16.0
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「口頭」で報告・説明を受けた	462	39.9	192	46.7	137	40.2	133	32.7
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	500	43.1	142	34.5	154	45.2	204	50.1
4. 確認は行わなかった	11	0.9	7	1.7	2	0.6	2	0.5
5.その他	8	0.7	3	0.7	2	0.6	3	0.7
回答社数	1,159		411		341		407	

(3) 連結売上高別

	全体		300 億円未満		300 億円以上 1000 億円未満		1000 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面」で報告・説明を受けた	178	15.4	49	15.3	44	14.5	65	15.0
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「口頭」で報告・説明を受けた	462	39.9	150	46.7	113	37.3	151	34.8
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、「書面及び口頭」で報告・説明を受けた	500	43.1	116	36.1	142	46.9	212	48.8
4. 確認は行わなかった	11	0.9	4	1.2	2	0.7	2	0.5
5.その他	8	0.7	2	0.6	2	0.7	4	0.9
回答社数	1,159		321		303		434	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□□□

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

《分析》

- ・ 全体では「「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が最も多く、43.1%に及んでいるが、一方で、新興市場では32.3%、その他市場では45.4%となっている。
- ・ 「口頭か書面どちらか一方で報告・説明を受けた」とする、選択肢1と2の合計は、全体で55.3%、新興市場では65.6%、その他市場では53.1%となっている。
- ・ 依然「確認は行わなかった」とする回答が、0.9%存在している。

● 業種

- ・ 商業、サービス業、その他を除く業種で、選択肢3の「「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が最も多く、特に電気・ガス業ではその傾向が顕著である。
- ・ 商業やサービス業では、「口頭で報告・説明を受けた」とする回答が多く、傾向に相違が生じている。
- ・ これらの回答傾向は問13-1における「経営者」への確認の場合と同様である。

● 資本金・連結売上高

- ・ 規模に応じて、「「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答が増加しており、資本金別の100億円以上では50.1%、連結売上高別では48.8%にまで及んでいる。
- ・ 同様に、規模に応じて「「口頭」で報告・説明を受けた」とする回答は減少している。

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問15-2 問15-1で「5. その他」を選択した方又は監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における監査人への確認に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください

（自由記入回答数 全体:27件 新興市場:3件 その他市場:24件）

- ① 「監査人の評価状況について書面かつ口頭で報告・説明を受けた、それらを審議する会議に出席し、評価状況に関する情報を入手した」（8件）
- ・ 「会社法監査の一環として、財務報告内部統制について会計監査人から中間段階の報告を受けた。確定版の内部統制監査報告書は開示ドラフトの段階で開示部門より写しを入手した。改めて監査人から監査役に提出する形はとっていない」
  - ・ 「監査役会の監査報告書の作成前に、会計監査人の監査報告のドラフトを入手し、経過説明として説明を受けた。（監査役会監査報告書は、ドラフト通りの監査報告書が発行される事を確認して作成）正式な報告書の写しは有報監査結果の審査後に受領した」
  - ・ 「会計監査人による期末決算監査の際に、内部統制監査についても書面及び口頭で報告を受けた」
- ② 「監査人の評価状況について口頭で報告を受けた」（6件）
- ・ 「監査役会監査報告を作成する間に、複数回監査人から監査の状況を聴取し、監査報告を取りまとめる最終段階で常勤監査役が監査法人を訪問し、監査人からその時点での監査進捗状況、不適正事項について口頭で確認をした」
  - ・ 「監査人の監査報告の説明時、口頭で説明を受ける」
- ③ 「監査人の評価状況について書面で報告を受けた」（2件）
- ・ 「直前にドラフトによる説明を受けている」

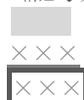
その他の回答：

- ・ 「監査法人からは、一部事項での不備の指摘がなされたことは報告があったが、その他の事項については特に指摘はなく、基本的に内部統制報告部門からの報告が中心となった」
- ・ 「日本公認会計士協会の文書を見せ、監査法人に書面で経過報告をするよう求めたが応じてくれなかった」

#### 《分析》

- ・ 問15-1において「書面及び口頭」で報告・説明を受けた」とする回答について、その手続や具体的内容について言及する回答が多数寄せられた。
- ・ 「口頭」で報告・説明を受けた」際の手続において、書面によらずとも十分な確認を行ったことを詳述する内容の回答も複数寄せられた。

《記号類》



最頻値

前回調査時から5ポイント以上増減あり

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問16-1 監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成前後の状況変化

「重要な欠陥」の有無等に関し、監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点と監査人による内部統制監査報告書作成時点で状況の変化がありましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された	1,059	91.4	181	90.0	878	91.6
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた	61	5.3	11	5.5	50	5.2
3. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された	4	0.3	3	1.5	1	0.1
4. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた	7	0.6	1	0.5	6	0.6
5. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点で「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	6	0.5	0	0.0	6	0.6
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後に「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	2	0.2	1	0.5	1	0.1
7. その他	20	1.7	4	2.0	16	1.7
回答社数	1,159		201		958	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された	1,059	91.4	72	93.5	550	92.0	123	86.0	14	87.5
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた	61	5.3	1	1.3	29	4.8	11	7.7	2	12.5
3. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された	4	0.3	0	0.0	2	0.3	2	1.4	0	0.0
4. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた	7	0.6	0	0.0	4	0.7	2	1.4	0	0.0
5. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点で「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	6	0.5	1	1.3	4	0.7	0	0.0	0	0.0
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	2	0.2	0	0.0	2	0.3	0	0.0	0	0.0
7.その他	20	1.7	3	3.9	7	1.2	5	3.5	0	0.0
回答社数	1,159		77		598		143		16	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

□××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された	139	95.2	15	93.8	61	92.4	71	91.0	14	73.7
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた	6	4.1	0	0.0	3	4.5	5	6.4	4	21.1
3. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた	0	0.0	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0
5. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点で「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7.その他	1	0.7	0	0.0	1	1.5	2	2.6	1	5.3
回答社数	146		16		66		78		19	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30億円未満		30億円以上 100億円未満		100億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された	1,059	91.4	371	90.3	308	90.3	380	93.4
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた	61	5.3	26	6.3	20	5.9	15	3.7
3. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された	4	0.3	2	0.5	2	0.6	0	0.0
4. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた	7	0.6	2	0.5	3	0.9	2	0.5
5. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点で「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	6	0.5	0	0.0	2	0.6	4	1.0
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	2	0.2	1	0.2	1	0.3	0	0.0
7.その他	20	1.7	9	2.2	5	1.5	6	1.5
回答社数	1,159		411		341		407	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300 億円未満		300 億円以上 1000 億円未満		1000 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された	1,059	91.4	293	91.3	279	92.1	397	91.5
2. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた	61	5.3	18	5.6	16	5.3	20	4.6
3. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点では「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された	4	0.3	3	0.9	0	0.0	1	0.2
4. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた	7	0.6	0	0.0	4	1.3	2	0.5
5. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点で「重要な欠陥」が存在する旨の報告を経営者並びに監査人から受けており、かつ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	6	0.5	0	0.0	2	0.7	4	0.9
6. 監査役(会) (監査委員会) 監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後に「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された	2	0.2	1	0.3	1	0.3	0	0.0
7.その他	20	1.7	6	1.9	1	0.3	10	2.3
回答社数	1,159		321		303		434	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1) ~ (3) にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

《分析》

- ・ 「監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された」とする回答が最も多く、91.4%に及んでおり、「監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、調整が未了であったが、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」は存在しないものとされた」とする回答と合わせると、96.7%となった。
- ・ 問1にて、「重要な欠陥」があるとした回答の合計は18社であったが、問16-1で「重要な欠陥」があるとした回答の合計は19社（選択肢3から6の合計）であり、数値が異なる。これは、問1の18社に含まれる回答会社のうち、1社は問16-1で選択肢1を回答していること、並びに、問1で「重要な欠陥」がないとしている会社2社が、問16-1で選択肢3「内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に「重要な欠陥」が是正された」を回答していることによる。

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問16-2 問16-1で「7. その他」を選択した方又は監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点と監査人による内部統制監査報告書作成時点で状況の変化に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

（自由記入回答数 全体:18件 上場:3件 上場会社以外:15件）

- ① 「監査役会監査報告作成時点では「重要な欠陥」は認められず、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制監査報告書が作成された」（8件）
- ・ 「監査役監査報告の作成時点では、経営者から「重要な欠陥」は認められない旨の報告を受けており、かつ、「重要な欠陥」は存在しない旨の内部統制報告書および内部統制監査報告書が作成された」
  - ・ 「監査役監査報告の作成時点では、経営者から「重要な欠陥」なし、監査人からは「重要な欠陥」はないが不備について会社と協議中という回答を得ており、その後、「重要な欠陥」なしという内部統制報告書及び内部統制監査報告書が作成された」

その他の回答：

- ・ 「「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けたが、「付記事項」として後発事象について記載がされた」
- ・ 「作成時点では口頭で重要な欠陥は無い旨の報告は受けていたが、書面による報告書はその時点では未入手であった」
- ・ 「不備事項が重要な欠陥に該当するか否かの結論が、会計監査報告受領日の前週末であったため、監査役会監査報告作成のための監査役会と取締役会との日程が接近し、余裕がなかった」

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

問16-1で「4」(注1)又は「6」(注2)を選択した方のみ回答してください。

(注1)「4. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」の判定を巡り、経営者と監査人との調整が未了であったが、その後、内部統制報告書及び内部統制監査報告書作成までの間に、「重要な欠陥」が存在するものとされた」

(注2)「6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点では「重要な欠陥」は認められない旨の報告を経営者並びに監査人から受けていたが、その後に「重要な欠陥」の存在が認識され、内部統制報告書及び内部統制監査報告書に「重要な欠陥」が存在する旨が記載された」

問17 Web修正等の対応

「重要な欠陥」の存在が明らかになってから株主総会までの間、当該重要な欠陥の開示上の取扱いとして、貴社ではどのような対応をとりましたか。あてはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 事業報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3. Web上で事業報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. Web上で監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. 事業報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	28.6
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	28.6
7. 特に対応はしなかった	5	55.6	2	100.0	3	42.9
回答社数	9		2		7	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(1) 業種別

	全体		建設業		製造業		商業		不動産業	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 事業報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3. Web上で事業報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. Web上で監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. 事業報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	33.3	0	0.0	0	0.0
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	33.3	0	0.0	0	0.0
7. 特に対応はしなかった	5	55.6	0	0.0	2	33.3	2	100.0	0	0.0
回答社数	9		0		6		2		0	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

Ⅲ 期末監査の対応結果

	運輸・情報通信業		電気・ガス業		サービス業		金融・保険業		その他	
	社	%	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 事業報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容の訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3. Web上で事業報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. Web上で監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. 事業報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6. 監査役(会)(監査委員会)監査報告の内容を修正する旨を株主総会において口頭で説明した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7. 特に対応はしなかった	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
回答社数	0		0		1		0		0	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(2) 資本金別

	全体		30 億円未満		30 億円以上 100 億円未満		100 億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 事業報告の内容の訂正 通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 監査役(会)(監査委員 会)監査報告の内容の 訂正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3. Web 上で事業報告の内容 を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. Web 上で監査役(会)(監 査委員会)監査報告の 内容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. 事業報告の内容を修正 する旨を株主総会に おいて口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	1	25.0	1	50.0
6. 監査役(会)(監査委員 会)監査報告の内容を 修正する旨を株主総会に おいて口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	50.0	0	0.0
7. 特に対応はしなかった	5	55.6	3	100.0	1	25.0	1	50.0
回答社数	9		3		4		2	

《記号類》

■

最頻値

×××

前回調査時から5ポイント以上増減あり

×××

(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり

(3) 連結売上高別

	全体		300億円未満		300億円以上 1000億円未満		1000億円以上	
	社	%	社	%	社	%	社	%
1. 事業報告の内容の訂正 通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 監査役(会)(監査委員 会)監査報告の内容の訂 正通知を送付した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3. Web上で事業報告の内 容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4. Web上で監査役(会)(監 査委員会)監査報告の内 容を修正した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. 事業報告の内容を修正 する旨を株主総会におい て口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	1	20.0	1	50.0
6. 監査役(会)(監査委員 会)監査報告の内容を修 正する旨を株主総会にお いて口頭で説明した	2	22.2	0	0.0	2	40.0	0	0.0
7. 特に対応はしなかった	5	55.6	1	100.0	2	40.0	1	50.0
回答社数	9		1		5		2	

《記号類》



最頻値



前回調査時から5ポイント以上増減あり



(1)～(3)にて『全体』と比較して5ポイント以上相違あり